

第四百回 参議院内閣委員会會議録第一号

昭和六十一年二月二十一日(金曜日)
午後零時二十分開会

委員氏名

委員長 亀長 友義君
理事 曾根田郁夫君
理事 堀江 正夫君
理事 野田 哲君
理事 原田 立君
理事 板垣 正君
理事 大島 友治君
理事 岡田 広君
理事 川原新次郎君
理事 源田 実君
理事 沢田 一精君
理事 松垣徳太郎君
理事 森山 眞弓君
理事 橋山 篤君
理事 小野 明君
理事 矢田部 理君
理事 太田 淳夫君
理事 内藤 功君
理事 柄谷 道一君

委員の異動

十二月二十四日
補欠選任 柳澤 鍊造君
一月二十日
辞任 堀江 正夫君
補欠選任 伊江 朝雄君
一月二十一日
辞任 堀江 正夫君
補欠選任 堀江 正夫君
一月二十二日
辞任 堀江 正夫君
補欠選任 堀江 正夫君

二月十二日
川原新次郎君
森山 眞弓君
鈴木 省吾君
村上 正邦君
二月十三日
内藤 功君
補欠選任 小笠原貞子君
二月十四日
小笠原貞子君
補欠選任 内藤 功君
二月十五日
内藤 功君
柳澤 鍊造君
補欠選任 安武 洋子君
三治 重信君
柳澤 鍊造君

出席者は左のとおり。

委員長 亀長 友義君
理事 曾根田郁夫君
村上 正邦君
野田 哲君
原田 立君
源田 実君
沢田 一精君
松垣徳太郎君
堀江 正夫君
橋山 篤君
太田 淳夫君
内藤 功君
柳澤 鍊造君
後藤田正晴君

國務大臣
(内閣官房長官)

政府委員

國務大臣 江崎 眞澄君
(総務庁長官) 加藤 紘一君
(防衛庁長官) 唐沢俊二郎君
内閣官房副長官 田中 宏樹君
内閣総理大臣官 船田 元君
房審議官 藤江 弘一君
総務政務次官 北口 博君
総務庁長官官房 穴倉 宗夫君
防衛政務次官 西廣 整輝君
防衛庁長官官房 佐々 淳行君
防衛施設庁長官 平 晃君
防衛施設庁総務 林 利雄君
防衛施設庁総務 員

事務局側

常任委員会専門 員

本日の会議に付した案件

- 理事補欠選任の件
- 国政調査に関する件
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査
- (今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件)
- (総理府関係の施策に関する件)
- (総務庁の基本方針に関する件)
- (防衛庁の基本方針に関する件)

○委員長(亀長友義君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨年十二月二十三日、井上計君が委員を辞任され、その補欠として柄谷道一君が選任されました。

た。同月二十四日、柳澤鍊造君が委員に選任されました。

また、去る一月二十二日、川原新次郎君及び森山眞弓君が委員を辞任され、その補欠として鈴木省吾君及び村上正邦君が選任されました。

○委員長(亀長友義君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます〕

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に村上正邦君を指名いたします。

○委員長(亀長友義君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます〕

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(亀長友義君) この際、國務大臣及び政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。後藤田内閣官房長官。

○國務大臣(後藤田正晴君) 先般の内閣改造で官房長官を拝命することになりました。そして、内

閣官房及び総務府の事務を担当することになりましたが、誠心誠意職務の遂行に当たると考えてございまして、委員長初め皆様方の格別の御指導と御鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げる次第でございます。

○委員長（亀長友義君） 江崎総務庁長官。

○国務大臣（江崎真澄君） きょうはとりあえず、あいつに上がつたわけでございます。

このたびの改造で総務庁長官に任じられました。どうぞよろしく御指導、御鞭撻をお願いいたします。

簡素にして効率的な行政の実現を目指しまして、その任務を全うしたいと思います。特に総務庁の果たすべき行政改革の推進を初め、各般の課題に誠心誠意取り組んでまいりたいと考えてござい

ます。委員長初め皆様方の格別の御指導と御鞭撻をお願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（亀長友義君） 加藤防衛庁長官。

○国務大臣（加藤敏一君） 先般、再度防衛庁長官を拝命いたし、引き続き防衛行政を担当することになりました。

今後とも、厳しい内外情勢のもとに、国民の支持と理解を得ながら防衛力の整備を進め、かつ日米安全保障体制の信頼性の維持、強化に誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

これまで当委員会の委員長初め諸先生方には格段の御支援をいただいておりますけれども、これからなお一層の御指導と御鞭撻を心からお願ひ申し上げる次第でございます。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（亀長友義君） 唐沢内閣官房副長官。

○政府委員（唐沢俊二君） このたび内閣官房副長官を拝命いたしました唐沢俊二郎でございます。

至りませんが、後藤田長官を補佐して一生懸命務めさせていただきますと思っておりますので、委員長初め委員各位の御指導、御鞭撻を心からお願いいたします。あいつにかえさせていただきます。

きます。

○委員長（亀長友義君） 船田総務政務次官。

○政府委員（船田元君） このたび総務政務次官を拝命いたしました船田でございます。江崎総務庁長官を補佐いたしまして、全力を尽くしてまいり所存でございます。

委員長初め委員の皆様方からの御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げまして、あいつに上がつたわけでございます。

○委員長（亀長友義君） 北口防衛政務次官。

○政府委員（北口博君） このたび村上前政務次官の後を受けて防衛を担当することになりました。北口博でございます。微力ではございますが、加藤大臣を補佐しながら、重大な責務を全うしてまいりたいと思ひます。

委員長初め各先生の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（亀長友義君） 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防の防衛に関する調査を議題といたします。

まず、内閣官房長官から、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案についての説明及び所信を聴取いたします。後藤田内閣官房長官。

○国務大臣（後藤田正晴君） 今国会の内閣提出予定法律案は、二月二十一日現在、総件数九十一件であり、うち予算関係法律案は三十五件でございます。このうち既に国会に提出されておりますものは四十二件でございます。

なお、現在国会に提出されていない法律案につきましては、三月十四日を閣議に付議する最終期限として順次国会に提出するように準備を取り進めております。

これら内閣提出法律案のうち、参議院内閣委員会に付託が予想されます法律案は五件、そのうち予算関係法律案は四件になることと存じますが、これらの法律案の件名及び要旨はお手元の資料のとおりでございます。

なお、委員会への付託は、議院において決定される問題でございますので、若干の変更もあらうかと存じます。

今国会には内閣官房から安全保障會議設置法案を提出しており、御審議をお願いすることといたしております。この法律案は、現行の国防會議の任務を継承するとともに、国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態への対処体制の整備等を図るため、内閣に新たに安全保障會議を設置することとし、あわせて現行の国防會議及び国防會議事務局を廃止することを内容とするものでござい

ます。慎重に御審議の上、速やかな成立をお願いする次第でございます。

総務府本府の所管行政につきまして所信の一端を申し上げます。

総務府本府は、賞励局、大臣官房の審議室、広報室、管理室等のほか、迎賓館、国立公文書館、日本学術会議等から成り、外局を含む総務府全体の統轄事務や、栄典行政、政府広報、関係省庁相互間の連絡調整事務等内閣と密接な関連を持つ各種の事務を担当しております。

この所管行政の主なものにつきまして私の所信の一端を申し上げます。委員各位の深い御理解と格段の御協力をお願いするものでございます。

まず、緑化の推進でございますが、昭和五十八年に、緑化推進連絡會議を設置し、全国的な緑化運動の展開を図ってきた結果、地域に密着した市町村の緑化運動の着実な実施、国及び都道府県の各種の緑化推進事業の積極的な展開により、地域住民の緑化意識の向上が図られ、全国的に大きな盛り上がりを見せております。今後さらに、緑化推進運動の定着化を図るための地域の実情に即応した緑化対策を推進し、花と緑に囲まれた潤いのある地域社会の建設を目指してまいり所存でございます。

また、昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会の成功を期して総務府の立場から格段の努力を怠らない考えでございます。

次に、婦人に関する施策の推進につきまして

は、国連婦人の十年の間、国連の提唱する平等、発展、平和の目標達成を目指して、国内行動計画を策定し、これに沿って婦人に関する各般の施策を講じてまいりました結果、女子差別撤廃条約の批准を初めとして男女平等の実現や婦人の地位向上に相当の成果を上げることができたところであります。今後とも、この成果の上に昨年七月に開催されたナイロビの世界會議の決定事項を踏まえ、婦人に関する施策を積極的に推進してまいり所存であります。また、障害者対策につきま

しては、広く国民の理解と協力を得ながら、他の一般市民と同様社会の各分野で積極的に活動できるよう国際連合障害者の十年における各般の施策の着実な推進に努力してまいり所存であります。

その他の所管事項につきましても、政府の施策について国民の理解と協力を得るための政府広報の充実、いわゆる休眠法人の整理を促進するなど公益法人行政の推進、地域に密着した小さな親切運動を展開するなど社会連帯運動の推進等各般の施策の推進に一層の努力を傾注してまいり所存でございます。

委員各位の深い御理解と格段の御協力を切にお願いを申し上げます。江崎総務庁長官。

○委員長（亀長友義君） 次に、総務庁長官から所信を聴取いたします。

○国務大臣（江崎真澄君） 第百四回国会における内閣委員会の御審議に先立ちまして、所信の一端を申し上げます。

初めに、今国会において御審議をお願いすることといたしております恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和六十年度の公務員給与の改善を基礎として恩給年額を増額するとともに、普通扶助料の最低保障額及び傷病者遺族特別年金について特別の改善を加え、恩給受給者に対する処遇の充実を図ろうとするものであります。

このほか、六十二年行革大綱において、今国会に所要の法律案を提出するものとされた機関委任事務の整理合理化に関する事項及び国の権限の地

方への委託に関する事項を取りまとめた措置するための法律案について、今国会に提出すべく準備を進めているところであります。

次に、総務庁が所管する業務一般についてであります。

第一に、行政改革の推進及び機構、定員の審査等について申し上げます。

行政改革につきましては、臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえつつ、累次にわたる行革大綱に沿って、逐次具体的方策の推進に努めてきたところであります。

また、今回の昭和六十一年度予算編成に際しましては、行政の総合調整機能の強化及び行政組織の整理合理化、国家公務員の定員四千五百二十八人の削減、国鉄の技術的改善の推進、その他の特殊法人等の改革合理化、行政事務の整理合理化、国と地方を通ずる行政の簡素化、効率化等広範な改革課題に関し、政府としての当面の方針を取りまとめたところであります。

今後、この方針に沿って着実に諸般の施策を推進してまいりてまいります。

また、行政情報システムにつきましては、時代の変化、情報関連技術の進展等に即応できるように、総合調整の一層の推進に努めることとし、行政機関の保有する個人データの保護等の諸問題についても積極的に取り組んでまいりてまいります。

第二に、公務員の人事管理につきましては、まず、行政に対する国民の信頼を確保するため、厳正な官庁綱紀の保持及び公務能率の増進に一層努力する一方、公務員に対する適正な処遇の確保に努めてまいりてまいります。

また、国鉄の改革を進めていく上で、余剰人員の雇用問題は最重要課題の一つであり、内閣に設置された国鉄余剰人員雇用対策本部とも密接に連携を取りつつ、国等への国鉄職員の受け入れが円滑に進むよう努力してまいりてまいります。

第三に、行政監察につきましては、主要な行政分野の諸問題につきその制度、施策、役割等の思

い切った見直しを行い、特殊法人の活性化、附属機関の事務事業の合理化を進めるなど、行政改革の一層の推進に資するとともに、民間活力の活用観点からの規制緩和、対外経済対策の観点からの基準・認証改善措置の徹底などについても、適時的確に対処してまいりてまいります。

また、苦情救済業務につきましても、監察機能との有機的な連携を図りつつ、鋭意取り組んでまいりてまいります。

第四に、統計に関する業務につきましては、その総合調整に当たり、社会経済情勢の変化に対応したより精度の高い統計の整備充実を努めるとともに、本年行われる事業所統計調査等の円滑な実施に万全を期してまいりてまいります。

第五に、青少年対策等特定行政分野の総合調整業務について申し上げます。

まず、青少年対策につきましては、青少年の健全な育成を図るため、昨年国際青年年を契機として盛り上がった活動や関心を今後とも継続、発展させていくことが重要であり、引き続き各種施策の推進を図ってまいりてまいります。

また、青少年非行防止については、青少年行政に携わる省庁の総合調整を図る立場から、家庭、学校、地域社会及び関係機関の協力、連携を呼びかけ、その施策の一層の推進に努めてまいりてまいります。

交通安全対策につきましては、昭和六十一年度を初年度とする第四次交通安全基本計画の策定及びその実施の推進を初め、関係省庁との緊密な連携のもとに総合的な対策を推進するとともに、交通安全思想の普及、交通事故被害者の援護等に努めてまいりてまいります。

老人対策につきましては、関係省庁との連絡を密にしなが、総合的、効果的な施策の推進に努めてまいりてまいります。

また、我が国の人口の急速な高齢化に対応するため、昨年七月、内閣に長寿社会対策関係閣僚会

議が設置され、雇用・就業、保健・医療・福祉、住宅等に関する施策を総合的に推進するため、本年半ばを目途として長寿社会対策大綱を策定することとしております。

同対策につきましても、地域改善対策特別措置法の有効期限が満了となる一年余りとなりまして、同法の期限内に所期の目的を達成できるよう最大限の努力を払ってまいりてまいります。

その他の所管事項につきましても、諸施策の推進に一層の努力を傾注してまいりてまいります。

以上、所信の一端を申し上げましたが、委員皆様御理解と格段の御協力をお願いする次第であります。ありがとうございました。

○委員長（亀長友義君） 次に、防衛庁長官から所信を聴取いたします。加藤防衛庁長官。

○防衛大臣（加藤 一） 参議院内閣委員会の御審議に当たり、防衛政策の基本に関し、私の所信の一端を申し上げたいと思ひます。

昨年十一月に開催された米ソ首脳会談において、世界の平和と軍縮に向け話し合いのスタートが切られたことは、まことに有意義であつたと考へます。しかしながら、今日の国際事情は、ソ連による核及び通常戦力両面にわたる一貫した軍事力増強とこれを背景とする周辺諸国及び第三世界への勢力拡張の動きや地域的な紛争の継続もあつて、依然として厳しいものがあります。

我が国周辺においても、ソ連の軍事力増強とその行動の活発化には憂慮すべきものがあります。このような国際軍事情勢のもとにあつて、米国の初めとする自由主義諸国は、抑止力の信頼性の維持、強化を図るため、国防努力を継続し、その効果も徐々にあらわれつつあります。

米国は、核戦力及び通常戦力の全般的な整備、近代化を進めており、このような国防努力を背景に、より低いレベルでの軍事力の均衡を達成するため、ソ連に対し実質的かつ公正な軍備管理・軍縮に応ずるよう求めてきたところであります。現在

米ソ両国間で進められてゐる軍備管理・軍縮交渉において実質的な進展が図られることを強く期待するものでありますが、その成り行きはなお慎重に見きわめていくことが必要と考へております。

依然として厳しい国際軍事情勢を踏まえれば、我が国としては、総合的な安全保障政策を積極的に推進するとともに、日米安全保障体制を堅持し、自衛のため、必要限度において、質の高い防衛力の整備を図っていく必要があらわれます。

政府は、このような基本的方針に従つて、昨年防衛計画の大綱に定める防衛力の水準の達成を図ることを目標とする中期防衛力整備計画を策定し、国会において御報告申し上げたところであります。

昭和六十一年度の防衛予算は、この計画の着実な実施に努めることとし、厳しい財政事情のもと、国の他の諸施策との調和を図りつつ、経費の効率化、合理化に極力配慮し、必要最小限の経費を計上いたしましたものであります。なお、この予算においては、隊員の処遇改善施策にも意を用い、隊舎、宿舎などの生活関連施設の充実に努めていくほか、技術力が防衛力の質的水準の維持向上に

とつて極めて重要であるとの認識に立つて、各種の技術研究開発を推進することとしております。また、業務の実施に当たっては、効率化、合理化の徹底を図る観点から、庁内に業務・運営自主監査委員会を設け、業務の点検、検討を積極的に進めていくところであります。

我が国の防衛のあり方についての指針である防衛計画の大綱は、平時における基盤的なものとして必要最小限の防衛力の水準を定め、節度ある防衛力整備の方針を示すとともに、防衛力もまたえて増強されるのかといった国民の不安にこたへてゐるものであります。政府としては、大綱の目標としての限定的かつ小規模の侵略事態に対処できる防衛力を可及的速やかに達成することに最大限の努力を払うべきものと考えております。

防衛計画の大綱についてはいろいろ御意見があることは承知してゐます。私としては、当内閣委員会を初めとして国会等において、日本の国情に

ふさわしい節度ある防衛力のあり方、防衛戦略体系といった高い視点から御議論いただき、防衛問題についての国民の理解が深められることを願うものであります。

また、防衛力の整備と並んで、我が国の防衛の要である日米安全保障体制の信頼性を維持、向上させていくためには不断の努力が必要であります。このためには、防衛首脳級の会談を初め、あらゆる機会をとらえ、間断のない対話を進めると同時に、日米共同訓練の積極的実施、日米防衛協力のための指針に基づく共同作戦計画等の研究の推進に努めることが、日米両国間の防衛協力面における信頼関係を一層強固なものとして定着させていく上で大変重要なことだと確信しております。

これに関連して防衛施設の問題について一言申し上げたいと思います。

日米安全保障体制の堅持を防衛の基本方針とする我が国としては、我が国の防衛にとって必要不可欠な自衛隊や在日米軍の施設の機能の維持と安定的使用を確保するため、周辺地域の民生の安定と調和を図るべく、今後とも防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する諸施策を積極的に推進してまいる所存であります。特に懸案となっている米艦載機の夜間離着陸訓練場の確保などの問題については、我が国としても可能な限り精いっぱい努力を行っていくことが極めて重要であると考えております。

いずれにいたしましても、我が国の防衛は、平和憲法のもと、専守防衛に徹し、非核三原則を堅持し、近隣諸国に軍事的脅威を与えるような軍事大国にならないなど、厳格な制約のもとにあります。我が国の各般の防衛政策は、かかる制約を厳守し、かつまた厳しい文民統制のもとにおいて実施されるものであります。もとより、防衛政策は、長期的視点に立って継続性を持って進めていくことが必要であります。その基礎となるのは安全保障に関する国民の理解と協力であります。今後とも機会をとらえて、より深い国民のコンセンサスづくりに努力してまいりたいと考えております。

以上、防衛政策に関する私の所信を申し上げますが、私は、国民の理解と支持のもと、我が国の安全確保のために全力を尽くしてまいる覚悟でありますので、委員長を始め初め委員各位の一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げる次第であります。

○委員長(亀長友義君) 以上で所信の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

二月七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百六十一万円」を「百七十七万円」に、「八百六十一万円」を「八百七十七万円」に改める。

第六十五条第二項中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に、「五万四千円」を「五万四千円」に、「十万六千八百円」を「十一万四千円」に改める。

第七十五条第二項中「五万四千円」を「五万四千円」に改める。

別表第二号表中「四、二四〇、〇〇〇円」を「四、四六五、〇〇〇円」に、「三、五三三、〇〇〇円」を「三、七二〇、〇〇〇円」に、「二、九一、〇〇〇円」を「三、〇六五、〇〇〇円」に、「二、三三二、〇〇〇円」を「二、四二四、〇〇〇円」に、「一、八六三、〇〇〇円」を「一、九六二、〇〇〇円」に、「一、五〇五、〇〇〇円」を「一、五八五、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「四、五一〇、〇〇〇円」を「四、七四九、〇〇〇円」に、「三、七四二、〇〇〇円」を「三、九四〇、〇〇〇円」に、「三、二一〇、〇〇〇円」を「三、三八〇、〇〇〇円」に、「二、六三七、〇〇〇円」を「二、七七七、〇〇〇円」に、「二、一一五、〇〇〇円」を「二、二二七、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、九八六、七〇〇円」を「四、一九二、四〇〇円」に、「三、六八二、五〇〇円」を「三、八七二、七〇〇円」に、「三、五二九、二〇〇円」を「三、七一一、六〇〇円」に、「三、四〇七、五〇〇円」を「三、五八三、七〇〇円」に、「二、四〇三、五〇〇円」を「二、五二八、五〇〇円」に、「二、二九二、〇〇〇円」を「二、四一一、三〇〇円」に、「二、〇六六、四〇〇円」を「二、一七四、二〇〇円」に、「一、六八八、三〇〇円」を「一、七七六、八〇〇円」に、「一、六二四、〇〇〇円」を「一、七〇九、二〇〇円」に、「一、五八二、〇〇〇円」を「一、五九八、〇〇〇円」に、「一、四七六、二〇〇円」を「一、五五三、九〇〇円」に、「一、四三三、〇〇〇円」を「一、五〇八、五〇〇円」に、「一、二六、一〇〇円」を「一、三二八、六〇〇円」に、「一、一九二、〇〇円」を「一、一七八、五〇〇円」に、「一、〇八〇、〇〇〇円」を「一、一三七、二〇〇円」に、「一、〇五二、三〇〇円」を「一、一〇八、一〇〇円」に、「一、〇二七、八〇〇円」を「一、〇八二、三〇〇円」に、「一、〇〇三、五〇〇円」を「一、〇五六、七〇〇円」に、「九六四、四〇〇円」を「一、〇一五、五〇〇円」に、「一、三四四、〇〇〇円」を「一、四一五、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「三、九八六、七〇〇円」を「四、一九二、四〇〇円」に、「三、六八二、五〇〇円」を「三、八七二、七〇〇円」に、「三、五二九、二〇〇円」を「三、七一一、六〇〇円」に、「三、四〇七、五〇〇円」を「三、五八三、七〇〇円」に、「二、四〇三、五〇〇円」を「二、五二八、五〇〇円」に、「二、二九二、〇〇〇円」を「二、四一一、三〇〇円」に、「二、〇六六、四〇〇円」を「二、一七四、二〇〇円」に、「一、六八八、三〇〇円」を「一、七七六、八〇〇円」に、「一、六二四、〇〇〇円」を「一、七〇九、二〇〇円」に、「一、五八二、〇〇〇円」を「一、五九八、〇〇〇円」に、「一、四七六、二〇〇円」を「一、五五三、九〇〇円」に、「一、四三三、〇〇〇円」を「一、五〇八、五〇〇円」に、「一、二六、一〇〇円」を「一、三二八、六〇〇円」に、「一、一九二、〇〇円」を「一、一七八、五〇〇円」に、「一、〇八〇、〇〇〇円」を「一、一三七、二〇〇円」に、「一、〇五二、三〇〇円」を「一、一〇八、一〇〇円」に、「一、〇二七、八〇〇円」を「一、〇八二、三〇〇円」に、「一、〇〇三、五〇〇円」を「一、〇五六、七〇〇円」に、「九六四、四〇〇円」を「一、〇一五、五〇〇円」に、「一、三四四、〇〇〇円」を「一、四一五、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条の三中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改める。

附則第二十七条ただし書中「百三十四万四千円」を「百四十一万五千円」に、「百四万五千円」を「百十万円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)	
階級	俸給年額
大將	六、〇六三、二〇〇円
中将	五、四〇三、七〇〇円
少將	四、二九二、八〇〇円

大佐	三、七一一、六〇〇円
中佐	三、五五一、五〇〇円
少佐	二、七五五、五〇〇円
大尉	二、三三〇、一〇〇円
中尉	一、八六六、六〇〇円
少尉	一、五九八、〇〇〇円
准士官	一、四七三、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、二一四、四〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、一三七、二〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、一〇八、一〇〇円
兵	一、〇一五、五〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、三七四、〇〇〇円」を「一、四四七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、三一五、〇〇〇円」に、「一、〇〇二、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「八〇五、〇〇〇円」を「八四八、〇〇〇円」に、「七二二、〇〇〇円」を「七五〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
六、〇六三、二〇〇円	五、九一七、三〇〇円	
五、四〇三、七〇〇円	五、三〇六、一〇〇円	
四、二九二、八〇〇円	四、一九二、四〇〇円	
三、七一一、六〇〇円	三、五八三、七〇〇円	
三、五五一、五〇〇円	三、三八七、一〇〇円	
二、七七五、五〇〇円	二、六七七、六〇〇円	
二、三三〇、一〇〇円	二、一七四、二〇〇円	
一、八六六、六〇〇円	一、七〇九、二〇〇円	
一、五九八、〇〇〇円	一、五〇八、五〇〇円	

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

一、四七三、三〇〇円	一、三二八、六〇〇円
一、二一四、四〇〇円	一、一〇八、一〇〇円
一、一三七、二〇〇円	一、〇五六、七〇〇円
一、一〇八、一〇〇円	一、〇一五、五〇〇円
一、〇一五、五〇〇円	八九四、六〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
六、〇六三、二〇〇円	六、五一七、九〇〇円	
五、四〇三、七〇〇円	五、八一四、一〇〇円	
四、二九二、八〇〇円	四、九二〇、二〇〇円	
三、七一一、六〇〇円	四、二九二、八〇〇円	
三、五五一、五〇〇円	四、〇三三、一〇〇円	
二、七七五、五〇〇円	三、二一九、一〇〇円	
二、三三〇、一〇〇円	二、六七七、六〇〇円	
一、八六六、六〇〇円	二、一三三、六〇〇円	
一、五九八、〇〇〇円	一、八六六、六〇〇円	
一、四七三、三〇〇円	一、六八五、八〇〇円	
一、二一四、四〇〇円	一、三七二、九〇〇円	
一、一三七、二〇〇円	一、二八八、〇〇〇円	
一、一〇八、一〇〇円	一、二四七、五〇〇円	
一、〇一五、五〇〇円	一、一三七、二〇〇円	

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
二、三三〇、一〇〇円	二、五二八、五〇〇円	
一、八六六、六〇〇円	二、〇一六、五〇〇円	
一、五九八、〇〇〇円	一、七七六、八〇〇円	

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金 額
一、四七三、三〇〇円	一、五九八、〇〇〇円
二、三三〇、一〇〇円	二、九一四、一〇〇円
一、八六六、六〇〇円	二、二九二、一〇〇円
一、五九八、〇〇〇円	三、〇六四、九〇〇円
一、四七三、三〇〇円	一、八六六、六〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百四万五千元」を「百十万元」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和六十年四月分」を「昭和六十一年七月分」に改め、同項の表中「八三、五〇〇円」を「八七九、三〇〇円」に、「六二六、三〇〇円」を「六五九、五〇〇円」に、「五〇一、〇〇〇円」を「五二七、六〇〇円」に、「四一七、五〇〇円」を「四三九、七〇〇円」に、「五六五、九〇〇円」を「六〇九、六〇〇円」に、「四二四、四〇〇円」を「四五七、二〇〇円」に、「三三九、五〇〇円」を「三六五、八〇〇円」に、「二八三、〇〇〇円」を「三〇四、八〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十一年六月三十日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、二二二、一〇〇円」を「三、四〇三、四〇〇円」に、「二、六九五、九〇〇円」を「二、八三八、八〇〇円」に、「二、二二八、〇〇〇円」を「二、三四六、二〇〇円」に、「一、七六六、〇〇〇円」を「一、八五九、六〇〇円」に、「一、四三六、三〇〇円」を「一、五一二、四〇〇円」に、「一、六三三、七〇〇円」を「一、二二五、四〇〇円」に、「一、〇五八、〇〇〇円」を「一、一四一、〇〇〇円」に、「九六三、一〇〇円」を「一、〇一四、一〇〇円」に「七七四、三〇〇円」を「八一五、三〇〇円」に、「六二五、五〇〇円」を「六五八、七〇〇円」に、「五五〇、三〇〇円」を「五七九、五〇〇円」に改め、同条第三項中「十五万八千四百円」を「十六万八千四百円」に、「五万四千円」を「五万四千円」に、「十万六千八百円」を「十一万四千円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「二十八万三千元」を「三十万四千八百円」に、「二十一万二千三百円」を「二十二万八千六百円」に改め、同条第四項中「五万四千円」を「五万四千円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。ただし、第六条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)は、昭和六十一年七月一日以前に給与事由の生じた傷病年金の金額の計算については、なお従前の例による。

以下「法律第五十一号」という。附則第十五条第四項の改正規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改正)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という。)附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十一年七月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十二条において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)については、昭和六十一年七月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五條第一項に規定する年額に改定する。

第四条 昭和六十一年六月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の金額の計算については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和六十一年七月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、昭和六十一年七月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和六十一年七月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)以下「法律第八十一号」という。)附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

二条第一項に規定する年額に改定する。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和六十一年七月分以降、その加給の年額を、十六万八千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和六十一年七月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五條第二項(改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。)又は改正後の法律第八十一号附則第十三条第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和六十一年七月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五條第二項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十条 昭和六十一年七月分の扶助料の年額に關する改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)附則第八条第一項の規定の適用については、同項の表中「六〇九、六〇〇円」とあるのは「五九五、九〇〇円」と、「四五七、二〇〇円」とあるのは「四四六、九〇〇円」と、「三六五、八〇〇円」とあるのは「三五七、五〇〇円」と、「三〇四、八〇〇円」とあるのは「二九八、〇〇〇円」とする。

第十一条 傷病者遺族特別年金については、昭和六十一年七月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和六十一年七月分の傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定の適用については、同条第二項中「三十万四千八百円」とあるのは「二十九万八千円」と、「二十二万八千六百円」とあるのは「二十二万三千五百円」とする。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十一年七月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則表第八の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の

俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和六十一年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十九号)附則第二条第一項又は第十二条第一項の規定による改定後の年額をその恩給年額として同法による改正前の恩給法第五十八条ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
八四九、六〇〇円	八九四、六〇〇円
八八七、三〇〇円	九三四、三〇〇円
九二六、一〇〇円	九七五、二〇〇円
九六四、四〇〇円	一、〇一五、五〇〇円
一、〇〇三、五〇〇円	一、〇五六、七〇〇円
一、〇二七、八〇〇円	一、〇八二、三〇〇円

一、〇五二、三〇〇円	一、一〇八、一〇〇円
一、〇八〇、〇〇〇円	一、一三七、二〇〇円
一、一一九、二〇〇円	一、一七八、五〇〇円
一、一五三、三〇〇円	一、二一四、四〇〇円
一、一八四、七〇〇円	一、二四七、五〇〇円
一、二二三、二〇〇円	一、二八八、〇〇〇円
一、二六一、八〇〇円	一、三二八、六〇〇円
一、三〇四、〇〇〇円	一、三七二、九〇〇円
一、三四六、四〇〇円	一、四一七、五〇〇円
一、三九九、五〇〇円	一、四七三、三〇〇円
一、四三三、〇〇〇円	一、五〇八、五〇〇円
一、四七六、二〇〇円	一、五五三、九〇〇円
一、五一八、二〇〇円	一、五九八、〇〇〇円
一、六〇一、七〇〇円	一、六八五、八〇〇円
一、六二四、〇〇〇円	一、七〇九、二〇〇円
一、六八八、三〇〇円	一、七七六、八〇〇円
一、七七三、七〇〇円	一、八六六、六〇〇円
一、八六八、一〇〇円	一、九六五、八〇〇円
一、九一六、四〇〇円	二、〇一六、五〇〇円
一、九六二、四〇〇円	二、〇六四、九〇〇円
二、〇二七、八〇〇円	二、一三三、六〇〇円
二、〇六六、四〇〇円	二、一七四、二〇〇円
二、一七八、六〇〇円	二、二九二、一〇〇円
二、二三三、八〇〇円	二、三五〇、一〇〇円
二、二九二、〇〇〇円	二、四一一、三〇〇円
二、四〇三、五〇〇円	二、五二八、五〇〇円
二、五一六、二〇〇円	二、六四六、九〇〇円

二、五四五、四〇〇円	二、六七七、六〇〇円
二、六三八、五〇〇円	二、七七五、五〇〇円
二、七七〇、四〇〇円	二、九一四、一〇〇円
二、九〇一、〇〇〇円	三、〇五一、四〇〇円
二、九八一、九〇〇円	三、一三六、四〇〇円
三、〇六〇、六〇〇円	三、二一九、一〇〇円
三、二二〇、五〇〇円	三、三八七、一〇〇円
三、三七六、九〇〇円	三、五五一、五〇〇円
三、四〇七、五〇〇円	三、五八三、七〇〇円
三、五二九、二〇〇円	三、七一六、六〇〇円
三、六八二、五〇〇円	三、八七二、七〇〇円
三、八三五、一〇〇円	四、〇三三、一〇〇円
三、九八六、七〇〇円	四、一九二、四〇〇円
四、〇八二、二〇〇円	四、二九二、八〇〇円
四、一八四、二〇〇円	四、四〇〇、〇〇〇円
四、三八〇、六〇〇円	四、六〇六、四〇〇円
四、五七九、一〇〇円	四、八一五、〇〇〇円
四、六七九、二〇〇円	四、九二〇、二〇〇円
四、七七四、〇〇〇円	五、〇一九、九〇〇円
四、九六二、三〇〇円	五、二一七、八〇〇円
五、〇四六、三〇〇円	五、三〇六、一〇〇円
五、一三九、二〇〇円	五、四〇三、七〇〇円
五、三〇三、五〇〇円	五、五七六、四〇〇円
五、四七三、五〇〇円	五、七五〇、七〇〇円
五、五〇六、一〇〇円	五、七八三、三〇〇円
五、五三六、九〇〇円	五、八一四、一〇〇円
五、五六七、八〇〇円	五、八四五、〇〇〇円

五、六四〇、一〇〇円	五、九一七、三〇〇円
五、七八六、〇〇〇円	六、〇六三、二〇〇円
五、九三二、一〇〇円	六、二〇九、三〇〇円
六、〇〇四、四〇〇円	六、二八一、六〇〇円
六、〇七八、四〇〇円	六、三五五、六〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が八四九、六〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇五三を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六、〇七八、四〇〇円を超える場合においては、その年額に二七七、二〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

二月七日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願（第一号）（第二号）（第三号）（第三九号）
- 一、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願（第四五号）（第四六号）（第五二号）（第六三号）（第六五号）（第六六号）（第六七号）（第八二号）（第八三号）（第九四号）（第九五号）（第九六号）（第九七号）（第一〇一号）（第一〇三三号）（第一〇四号）（第一〇五号）（第一〇六号）（第一〇七号）（第一〇八号）（第一二二〇号）（第一二二七号）（第一二三号）
- 一、台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願（第一二八号）
- 一、スパイ防止のための法律制定に関する請願（第一三四号）
- 一、国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願（第一四三三号）（第一四四号）（第一四四五号）（第一四六号）（第一四七号）（第一四八号）（第一四九号）（第一五〇号）（第一五一号）（第一五二号）（第一五三三号）（第一五四号）（第一五五号）（第一五六号）
- 一、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願（第一五七号）（第一六〇号）（第一六二二号）

（第一六三三号）

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願（第一六四号）（第一六五号）（第一六六号）（第一六七号）

第一号 昭和六十一年十二月二十五日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 神奈川県平塚市中里二一ノ二三
鹿子嶋昭 外二百名

紹介議員 杉元 恒雄君

一視同仁の日本精神を信奉し、日本国の軍人軍属として戦地に赴いた台湾出身元軍人軍属に対し、補償をすることは道義的に当然の措置といえる。しかるに、戦後四十年を経過し、なお、この補償措置がとられないため心を痛めてゐるが、一日も早く補償措置を実現し、この道義的苦しみを解放するようにすべきである。ついては、第二次世界大戦の戦後処理問題の一つとして、台湾出身元軍人軍属の補償措置を早期に解決するよう善処されたい。

第二号 昭和六十一年十二月二十六日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 東京都大田区仲池上一ノ四ノ九
安藤正 外十二名

紹介議員 堀江 正夫君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三三号 昭和六十年十二月二十六日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(四通)

請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ一五 土屋米吉 外二百十五名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九号 昭和六十年十二月二十七日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 神奈川県座間市入谷四ノ一、八八 一ノ三五 小杉肇彬 外三十五名
紹介議員 板垣 正君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四五号 昭和六十年十二月二十八日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(九通)

請願者 富山県新湊市本町三ノ一四ノ一四 尾山政利 外二千三十九名
紹介議員 沖 外夫君
軍人の恩給加算は、勤務の特殊性及び生命身体に対する危険度などを基準として定めているが、戦後抑留はすべて一年加算となつてゐる。しかしながらソ連の抑留は、ポツダム宣言に違反した長期かつ過酷の強制労働をとらなつたもので、その犠牲も数万名に及ぶなど戦場と変わらないものであつた。軍人は勤務地により加算に差があるように、その延長である抑留についてもかん苦の差を認めるべきである。ついで、シベリア抑留者の恩給加算を一年につき三年と改訂されたい。(資料添付)

第四六号 昭和六十年十二月二十八日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(九通)

請願者 北海道小樽市新光一ノ三九ノ七全
紹介議員 最上 進君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第六三三号 昭和六十一年一月八日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町二ノ一四ノ七 曾根田金蔵 外四百四十三名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第六五号 昭和六十一年一月八日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 香川県三豊郡豊浜町姫浜二七九ノ六 新名正義 外千八百九十名
紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第六六号 昭和六十一年一月八日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(二通)

請願者 福岡県山田市熊ヶ畑八七三 平嶋 義憲 外三百三十九名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第八二二号 昭和六十一年一月九日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 名古屋市中千種区富士見台三ノ四三 田島久 外三千二百三十三名
紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第八三三号 昭和六十一年一月九日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 千葉県我孫子市柴崎九七〇 川村 明
紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第九四四号 昭和六十一年一月十四日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 富山県高岡市下牧野一、五二三全 抑留富山県連合会内 川村長作 外三千二百七十八名
紹介議員 高平 公友君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第九五号 昭和六十一年一月十六日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 愛知県南設楽郡鳳来町海老丁塚九七番地九八番地第一合併 原田富次郎 外三百十名
紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第九六号 昭和六十一年一月十六日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市神戸二ノ一三ノ一〇
紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇一五号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 富山県東礪波郡庄川町金屋二、〇
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第九七号 昭和六十一年一月十六日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(三十二通)

請願者 愛媛県伊予三島市中央三ノ四ノ一 藤田通博 外二千七百五十名
紹介議員 仲川 幸男君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇一五号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 千葉県松戸市秋山二一 石井末吉 外五千九百十七名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇三三号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(二通)

請願者 宮城県白石市福岡深谷妙見堂七 日下正 外七千二百十五名
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇四四号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(八通)

請願者 福岡県太宰府市観世音寺三ノ五 山本昇 外千三百七名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇五五号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 富山県礪波郡庄川町金屋二、〇
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇六六号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 富山県礪波郡庄川町金屋二、〇
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇七七号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 富山県礪波郡庄川町金屋二、〇
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇八八号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

第一〇九九号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

五九ノ二 高田旭 外千六百七十
九名

紹介議員 沖 外夫君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇六号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願
請願者 長野県上田市中央二ノ六ノ一三
小林軍治 外百八十一名

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇七号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願（二
十一通）
請願者 北海道名寄市東三条南三丁目全国
抑留者補償協議会名寄地方支部内
西村利一 外三千二十七名

紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇八号 昭和六十一年一月二十日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願（三
十五通）
請願者 徳島県麻植郡美郷村峠七ノ二
南本庸夫 外八千七百九十名

紹介議員 内藤 健君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一二〇号 昭和六十一年一月二十一日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願
請願者 山形県西村山郡西川町吉川四四四
高橋安則 外八百三十九名

紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一二二号 昭和六十一年一月二十三日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願
請願者 愛知県西尾市寺津町白山四 岩瀬

久吉 外七百四十二名
三治 重信君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一二三号 昭和六十一年一月二十四日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願
請願者 宮城県気仙沼市南が丘二ノ三ノ二
一 佐藤市治郎 外四百八十名
紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一二八号 昭和六十一年一月二十七日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願（三
通）
請願者 東京都練馬区石神井町四ノ一三ノ
一〇 中村信子 外百十二名

紹介議員 鳩山威一郎君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一三四号 昭和六十一年一月二十八日受理
スパイ防止のための法律制定に関する請願
請願者 岐阜市敷田九ノ一四二 水野勉

紹介議員 藤井 孝男君
国家の平和と安全を守るためには、防衛力の整備
等とともに、外交及び防衛上等の国家機密のため
の法制上の整備が重要である。ところが、我が国
には、昭和二十二年の刑法の一部改正においてい
わゆるスパイ罪が削除されたことにより、駐留米
軍や米軍供与装備等にかかわるもののはかは、わ
ずかに公務員の守秘義務についての法律があるに
とどまつている。このことが我が国の平和と安全
を守るうえにおいて致命的ともいえる欠陥となつ
てゐる。ついでには、日本の平和と安全を守り、国
民の生命と財産を守るため、今国会において早急
にスパイ防止のための法律を制定されたい。

第一四三号 昭和六十一年一月二十九日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請
願
請願者 京都市右京区太秦上ノ段町一ノ四

九 草木慶四郎 外八千八百九十
二名
市川 正一君

紹介議員 市川 正一君
スパイ防止を口実に、自民党などが国家機密法の
制定をめざした動きをつよめている。この法律
は、軍事、外交など国政の重要事項を行政府の一
方的判断で国家機密とし、これをさぐったり、漏
らした者は、故意か過失か、目的は何かにかかわ
らず、最高死刑の重罰に処するというものである
。これは国民主権の原則、言論、表現、報道の
自由などを根本から侵害するものであつて日本国
憲法のもとでは許されない。ついでには、国家機密
法の制定に反対されたい。

第一四四号 昭和六十一年一月二十九日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請
願
請願者 京都市上京区一条通黒門東入如水
町六六 八木俊二 外八千八百八
十八名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一四五号 昭和六十一年一月二十九日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請
願
請願者 京都市中京区西ノ京永本町九
川 北洋子 外八千八百八十八名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一四六号 昭和六十一年一月二十九日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請
願
請願者 京都市西京区松尾大町五五ノ一
〇 河合孝明 外八千八百八十八
名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一四七号 昭和六十一年一月二十九日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請
願
請願者 大阪府茨木市五日市二ノ一五ノ一
六 岡田敏 外八千八百八十八名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一四八号 昭和六十一年一月二十九日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請
願
請願者 京都府亀岡市南つづじヶ丘大葉台
一ノ八ノ八 和久田恵子 外八千
八百八十八名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一四九号 昭和六十一年一月二十九日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請
願
請願者 京都市西京区川島滑堀町三三ノ一
〇 中田憲治 外八千八百八十八
名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一五〇号 昭和六十一年一月二十九日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請
願
請願者 京都市右京区鳴鶴音戸山町四ノ九
六 吉田真雅恵 外八千八百八十
八名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一五一号 昭和六十一年一月二十九日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請
願

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

請願者 大阪府高槻市上田辺町八ノ二 沢田照明 外八千八百八十八名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一五二号 昭和六十一年一月二十九日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 京都市北区小坂倉町二ノ二 葛西益夫 外八千八百八十八名

紹介議員 橋本 教君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一五三号 昭和六十一年一月二十九日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 京都市西京区大枝東長町一ノ一一 三宅健次 外八千八百八十八名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一五四号 昭和六十一年一月二十九日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 京都市右京区太秦森ヶ東町一〇ノ三 田代政子 外八千八百八十八名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一五五号 昭和六十一年一月二十九日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 京都市右京区常盤古御所町六ノ二 都百合子 外八千八百八十八名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一五六号 昭和六十一年一月二十九日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 京都市下京区若上通四条下ル佐竹町三八二 森裕子 外八千八百八十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一五七号 昭和六十一年一月二十九日受理

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町清水八二ノ一 全国抑留者補償協議会富山県立山支部内 高井佐一 外百九十四名

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一六〇号 昭和六十一年一月三十日受理

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡市貝町赤羽三、五十一 生出周一郎 外二千八百五十七名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一六二号 昭和六十一年一月三十日受理

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(二通)

請願者 茨城県下妻市高道祖一、三八一ノ二七 姓川俊一 外七千九百四十四名

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一六三号 昭和六十一年一月三十日受理

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(四通)

請願者 福岡県飯塚市旧芳雄五丁目 松本泰三 外千五百五十八名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一六四号 昭和六十一年一月三十日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡稲葉町漆生五七四 加地正児

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一六五号 昭和六十一年一月三十日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 大分市新春日町二ノ六ノ四〇 井上賢次

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一六六号 昭和六十一年一月三十日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 岐阜市旗下一八八ノ八 永田重守

紹介議員 杉山 令肇君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一六七号 昭和六十一年一月三十日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 宮城県亘理郡亘理町吉田大谷地七 二 岩佐之

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

二月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第一七二号)(第一七三号)

一、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(第一七四号)(第一七五号)

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第一七六号)

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第一七九号)(第一八〇号)

一、台湾出身元日本軍人軍属補償のための立法措置に関する請願(第一八二号)

一、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(第一八三号)

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第一八四号)(第一八五号)

一、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(第一八七号)

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第一八八号)(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一号)(第一九二号)

第一七二号 昭和六十一年一月三十一日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願(七通)

請願者 栃木県足利市本城二ノ一、九〇一 長阪武信 外六名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一七三号 昭和六十一年一月三十一日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 名古屋市中区泉一丁目第二〇二 久屋ビル内 岡山義雄

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一七四号 昭和六十一年二月一日受理

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(二通)

請願者 宮城県本吉郡志津川町大久保一五 八ノ五 佐藤敬一 外七百一十一名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一七五号 昭和六十一年二月一日受理

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(七通)

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第一七九号)(第一八〇号)

一、台湾出身元日本軍人軍属補償のための立法措置に関する請願(第一八二号)

一、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(第一八三号)

通)

請願者 徳島県阿南市富岡町西新町六七

日下真次 外二千六名

紹介議員 内藤 健君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一七六号 昭和六十一年二月一日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 愛媛県松山市東垣生町五五四 新

野進一郎

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一七九号 昭和六十一年二月四日受理

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願（七

通）

請願者 群馬県太田市東長岡四五三 原嶋

四郎 外二千五百五十名

紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一八〇号 昭和六十一年二月四日受理

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 群馬県前橋市東大室町 中沢良一

外九百五十一名

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一八一号 昭和六十一年二月四日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 富山県高岡市末広町一四ノ一七

荻布貞雄

紹介議員 沖 外夫君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一八二号 昭和六十一年二月五日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償のための立法措置に

関する請願

請願者 岩手県水沢市大畑小路四一ノ五

永井庄蔵 外二十九名

紹介議員 立木 洋君

国は、戦前、台湾人で日本国民として軍人・軍属などにされ、戦死・戦傷した本人及び遺家族に対し、日本国が補償するよう立法し、措置を講ぜられたい。

理由

戦時中、日本国籍をもつた台湾人で軍人及び軍属として従軍し、戦死あるいは戦傷した者が、内地の日本人と同じように補償を求めた訴訟に対して、昭和五十七年二月二十六日、東京地方裁判所は、原告らは自己の意志にかかわらず日本国籍を喪失し、現在なおなんらの補償を与えられていない。戦死傷で、経済上、社会生活上ははたしく難渋をしいられていくことがわかれ、裁判所としても同情を禁じ得ない。と述べながら、司法判断は、実定法の解釈を超えることはできないで、この問題は国の国際的外交処理ないし立法政策にゆだねられるべきだ。と結論づけ、請求を棄却した。これらの者の不幸は、日本国の国家行為によつて引き起こされたもので、その責任は国にある。不幸の原因者である日本国が当然責任を負うべきであり、これらの者の不幸に対して補償するのは当然である。したがつて、適切な立法措置を行い、速やかに補償するようにすべきである。（資料添付）

第一八三号 昭和六十一年二月五日受理

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願（二

通）

請願者 長野県小諸市西原二六八ノ一 岡

村篤太郎 外六百五十五名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一八四号 昭和六十一年二月五日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 島根県松江市上乃木町二四二 岡

崎功

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一八五号 昭和六十一年二月五日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 山形市久保田三ノ七ノ二八 結城

吉之助

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一八七号 昭和六十一年二月六日受理

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 福島県郡山市中田町中津川字町一

〇四全国抑留者補償協議会福島県

連合会内 宗像健壽 外五千百三

十二名

紹介議員 添田増太郎君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一八八号 昭和六十一年二月六日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 岡山市原尾島二ノ二三ノ一五 荒

木榮悦

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一八九号 昭和六十一年二月六日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 島根県松江市新難賀町八ノ一二

出川修治

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一九〇号 昭和六十一年二月六日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 徳島市名東町一ノ三〇〇 吉田孝

雄

紹介議員 亀長 友義君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一九一号 昭和六十一年二月六日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 札幌市中央区南七条西一八丁目

高山坦三

紹介議員 工藤万砂美君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一九二号 昭和六十一年二月六日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 愛媛県松山市南江戸五ノ一四ノ五

高村博雄

紹介議員 仲川 幸男君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

○第百三回国会内閣委員会会議録正誤

第三号(その一)中正誤

ハ 段行 誤 正
政令は 政令の

第四号中正誤

ハ 段行 誤 正
終わり ともに

ハ 終わり ともに

二 三 二 零気 零屈気
三 二 三 定する 選定する

第五号中正誤

ハ 段行 誤 正
にした数字 数字

第七号中正誤

ハ 段行 誤 正
伝々 云々

第百三回国会内閣委員会、社会労働委員会、商
工委員会、運輸委員会、建設委員会連合審査会
会議録第一号中正誤

ハ 段行 誤 正
市小家賃 市場家賃

三 四 九 市小家賃 市場家賃

一五 三 終わり I Q T Q

第百三回国会内閣委員会、地方行政委員会、文
教委員会、農林水産委員会連合審査会会議録第
一号中正誤

ハ 段行 誤 正

四 三 終わり 済年金 共済年金

五 四 二 三 対職者 退職者

昭和六十一年二月二十七日印刷

昭和六十一年二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D